

平成24年 3月13日

質 疑 回 答 書

財団法人埼玉県下水道公社

次のとおり質疑がありましたので、回答します。

質 疑 提 出 日	平成24年3月12日
件 名	環境分析業務委託
場 所	元荒川水循環センター（桶川市大字小針領家地内他3箇所）

質 疑 内 容	回 答
4(9)の必要な資格の中で「臭気測定業務従事者(臭気判定士)」に業務を実施させる部門を有すること」は、公益社団法人におい・かおり環境協会が認定する「臭気測定認定事業所」のことと解釈してよいか。また、この事業所でないと臭気調査業務の臭気指数が適切に行われるかどうかの技術基準や設備基準が満たされず、精度が確保できないと思われるがどうか。	公益社団法人におい・かおり環境協会が認定する「臭気測定認定事業所」は、任意の資格なので、ここでいう業務を実施させる部門とは、「臭気測定認定事業所」のことではありません。国家資格の「臭気判定士」が事業所で業務に従事していれば臭気測定の業務が可能で、精度が確保されます。臭気判定士が測定に従事している事業部門があることが必要な資格になります。
図面番号又は仕様書頁	4(9)